

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
 案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、平成31年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。（第2条関係）

区 分		平成30年度	平成31年度	増減
程を含む。 育学校の前期課 小学校（義務教	校長および教員	4,808人	4,865人	57人
	養護教員	238人	237人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	60人	57人	△3人
	事務職員	262人	263人	1人
	計	5,368人	5,422人	54人
程を含む。 育学校の後期課 中学校（義務教	校長および教員	2,725人	2,726人	1人
	養護教員	107人	105人	△2人
	栄養教諭および学校栄養職員	13人	15人	2人
	事務職員	122人	123人	1人
	計	2,967人	2,969人	2人
計	校長および教員	7,533人	7,591人	58人
	養護教員	345人	342人	△3人
	栄養教諭および学校栄養職員	73人	72人	△1人
	事務職員	384人	386人	2人
	合計	8,335人	8,391人	56人

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第1条 省略			第1条 省略		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)
校長および教員	4,808人	2,725人	校長および教員	4,865人	2,726人
養護教員	238人	107人	養護教員	237人	105人
栄養教諭および学校栄養職員	60人	13人	栄養教諭および学校栄養職員	57人	15人
事務職員	262人	122人	事務職員	263人	123人
計	5,368人	2,967人	計	5,422人	2,969人
合計	8,335人		合計	8,391人	
2 省略			2 省略		